

平成30年12月26日

第18回村上市農業委員会会議録

第18回村上市農業委員会定例会を平成30年12月26日午後2時00分村上市民ふれあいセンター研修会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	鈴木	いせ子	2番	阿部	正一
3番	増田	嘉美	4番	加藤	孝平
5番	石山	章	6番	遠山	久夫
7番	池田	千秋	8番	本間	サヨ子
9番	中山	和衛	10番	遠藤	俊樹
11番	斎藤	博	13番	斎藤	文夫
14番	板垣	栄一	15番	稲葉	浩之
16番	菅原	隆雄	17番	大野	章
18番	村山	美恵子	19番	船山	寛
20番	本間	裕一			

1. 欠席委員は次のとおりである。

12番 佐藤 健吉

1. 農地利用最適化推進委員の出席は次のとおりである。

1番	富樫	潤	3番	齋藤	敏夫
4番	佐久間	英夫	5番	本間	進二
6番	木村	壽一	10番	佐藤	裕介
11番	齋藤	裕助	13番	本間	文春
14番	飯沼	洋二	15番	坂上	光芳
17番	近藤	和明	19番	中山	栄

1. 欠席委員は次のとおりである。

2番	東海林	善雄	7番	高橋	大亮
8番	藤原	義正	9番	中山	一幸
12番	齋藤	茂芳	16番	齋藤	仁
18番	寺社	幸一			

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	鈴木	美宝
事務局次長	小川	良和
事務局副参事	佐藤	俊一
事務局係長	園部	和枝

1. 午後2時00分 事務局長（鈴木美宝君） 皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまから第18回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。農業委員の方で、12番、佐藤健吉委員、朝日地区の区長会出席のため、本日欠席となっております。よって、出席19名で、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

また、今回は合同会議で、農地利用適正化推進委員の方々からのご出席をいただいております。推進委員の方の欠席、届け出のあった方から、推進委員の2番、東海林善雄さん、仕事のため。それから7番、高橋大亮さん、8番、藤原義正さん、同じく仕事のため、欠席となっております。9番の中山一幸さんも、欠席となっております。それから、12番、齋藤茂芳さん、入院治療のため、欠席です。16番、齋藤仁さん、朝日地区の区長会出席のため欠席で、18番、寺社幸一さんも仕事のため欠席ということでご連絡をいただいております。欠席が6名、出席が13名ということになっております。

また、本日は県の農業会議から松井事務局長さんにおいでいただいておりますので、後ほど農業委員会業務推進検討会にご参加いただくことになっております。

それでは、会長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（鈴木美宝君） ありがとうございます。

では、議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき石山会長からお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、第18回村上市農業委員会定例総会議事録署名人の指名についてお諮りいたします。議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第18回村上市農業委員会定例総会議事録署名人、議席番号

3番、増田委員、議席番号4番、加藤委員のお二方をお願いいたします。

(両委員了承)

○議長(石山 章君) 日程4の報告に入ります。報告第1号 農地法の適用を受けない事実確認願について報告してください。

○事務局副参事(佐藤俊一君) それでは、農地法の適用を受けない事実確認願について説明させていただきます。

資料の1ページのほうをごらんください。農地法の適用を受けない事実確認願について。番号1番、申請人、村上市千縄\_\_番地、\_\_、土地の表示、千縄字大里林\_\_、地目、台帳\_\_、現況\_\_、面積\_\_平米ほか1筆、合計2筆、\_\_平米、申請事由、申請地の千縄字大里林\_\_は、約20年前に杉を植林し、現在は山林となっている。また、布部字木の平\_\_番\_\_は、約30年前から耕作しておらず、現在は原野化している。このため、農地への復旧が困難な状況にあるということでございます。

続きまして、番号2番、申請人、村上市川端\_\_番地、\_\_、土地の表示、猿沢字下ヤチ\_\_、地目、台帳\_\_、現況\_\_、面積\_\_平米、申請事由、申請地は、隣地に約25年前に住宅を建築したときから、前面道路へ出るための通路敷として使用してきた。このため、農地への復旧が困難な状況にあるということでございます。

続きまして、ページめくって2ページごらんください。番号3番、申請人、新発田市中曾根町\_\_丁目\_\_番\_\_号、\_\_、土地の表示、塩野町字宮野\_\_番\_\_、地目、台帳\_\_、現況\_\_、面積\_\_平米、申請事由、申請地は、約30年前に杉を植林し、現在は山林となっている。このため、農地への復旧が困難な状況にあるということでございます。

続きまして、申請場所の説明をさせていただきます。3ページごらんください。番号1番の申請場所になります。地図中央にあるのが朝日三面地区の千縄集落でございます。今回の申請場所は、千縄集落に入る県道鶴岡村上線の山側、北側に位置する地図上左側のところに小さく三角で囲まれた場所が布部字木の平\_\_番\_\_の申請場所になります。千縄字大里林\_\_につきましては、千縄集落を抜けまして、千縄集落から東側のほうに進んだ山手の山の入り口のところ、地図右側四角く太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

続きまして、番号2番、4ページをごらんください。地図に描かれている集落が朝日の猿沢地区の猿沢集落になります。今回の申請場所は、日本海沿岸東北自動車道朝日まほろばインターをおりまして、国道7号線に向かう県道小揚猿沢線の沿線で、地図中央付近に太く囲まれた場所が今回の申請場所になります。

続きまして、番号3番、こちらも朝日塩野町地区でございます。地図右側のほうに、上のほうから塩野町集落、その下に松岡集落があります。今回の申請場所は、その松岡集落から西側のほうに入った、山のほうに入ったところにあります地図上ですと左側中央付近にあります太く囲まれた場

所が今回の申請場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） ただいま報告した件につきましてご質問等ありましたらお願いいたします。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、報告につきましては終わりとし、議題に入ります。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について  
議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に  
係る買受適格証明願についてを説明します。2件について説明します。

まず、1件目、番号1、願い出者住所、氏名、村上市四日市\_\_\_番地、\_\_\_、競売の内容、土地  
の表示、物件番号1、大場沢字鳥井田\_\_\_番、地目、現況、台帳とも\_\_\_、面積\_\_\_平米ほか  
5筆田があります。合計6筆、合計面積\_\_\_平米、強制執行等の別、担保不動産競売、実施機関、  
新潟地方裁判所、事件番号、平成30年（ケ）第60号、入札期間、平成31年1月7日から平成31年1  
月15日、開札期日、平成31年1月21日、基準売却価格\_\_\_円。

続きまして、番号2、願い出者住所、氏名、村上市府屋\_\_\_番地\_\_\_、\_\_\_、競売の内容、  
土地の表示、物件番号1、瀬波字上町\_\_\_番\_\_\_、地目、台帳、現況とも\_\_\_、面積\_\_\_平米、強  
制執行等の別、市税滞納処分、実施機関、村上市、事件番号、村上市告示第444号、入札期間、平成  
30年12月28日、開札期日、平成30年12月28日、基準売却価格\_\_\_円。

続きまして、場所の説明をいたします。番号1の場所です。7ページをごらんください。朝日地  
区の大場沢地内です。大場沢と古渡路の境付近に5筆、物件番号1、\_\_\_番、物件番号2、\_\_\_番、  
物件番号3、\_\_\_番、物件番号4、\_\_\_番、物件番号5、\_\_\_番があります。

続きまして、8ページをごらんください。村上地区四日市地内、四日市集落に隣接した図面中央  
にあるのが物件番号6、\_\_\_番\_\_\_です。

続いて、番号2の場所です。9ページをごらんください。村上地区瀬波地内で、市立瀬波小学校  
付近、図面中央にある二筆が、物件番号1、\_\_\_番\_\_\_と物件番号2、\_\_\_番\_\_\_です。

以上で議案第1号の場所の説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） 議案第1号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） しばらくないようでありますので、議案第1号を承認することに決定しても  
よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可を要す

る農地に係る買受適格証明願については承認することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事（佐藤俊一君） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

今回は、使用貸借4件、交換2件、贈与1件、売買5件、合計12件の案件です。

初めに、使用貸借の案件1件について説明いたします。番号1、貸し人、村上市西興屋\_\_番地\_\_、\_\_、\_\_、借り人、村上市西興屋\_\_番地\_\_、\_\_、\_\_、土地の表示、西興屋字追片原\_\_番ほか田が7筆、ほかに畑が5筆あります。合計13筆、合計面積が\_\_平米、契約の種別、使用貸借による権利の設定、契約の内容、10年。

続きまして、交換案件について説明します。番号5と6が交換案件です。番号5について説明いたします。譲渡人、村上市釜杭\_\_番地、\_\_、\_\_、譲受人、村上市釜杭\_\_番地、\_\_、\_\_、土地の表示、釜杭字欠田\_\_番、現況地目、\_\_、地積\_\_平米、契約の種別、所有権の移転（交換）。

続きまして、番号6、譲渡人、村上市釜杭\_\_番地、\_\_、\_\_、譲受人、村上市釜杭\_\_番地、\_\_、\_\_、土地の表示、釜杭字大坪\_\_番、現況地目、\_\_、地積\_\_平米、契約の種別、所有権の移転（交換）です。

続きまして、贈与案件について説明いたします。番号7、譲渡人、村上市北黒川\_\_番地、\_\_、\_\_、譲受人、村上市小川\_\_番地\_\_、\_\_、\_\_、土地の表示、大毎字赤坂\_\_番\_\_、現況地目、\_\_、地積\_\_平米、契約の種別、所有権の移転（贈与）。田がほかにもう一筆、畑が7筆あります。合計9筆、合計地積が\_\_平米。

続きまして、売買案件について説明いたします。8、譲渡人、村上市坂町\_\_番地\_\_、\_\_、\_\_、譲受人、村上市坂町\_\_番地、\_\_、\_\_、土地の表示、坂町字大道端\_\_番\_\_、現況地目、\_\_、地積75平米、所有権の移転（売買）。

続きまして、9番、譲渡人、村上市福田\_\_番地、\_\_、\_\_、譲受人、村上市牛屋\_\_番地、\_\_、\_\_、土地の表示、福田字前川原\_\_番、現況地目、\_\_、地積\_\_平米、契約の種別、所有権の移転（売買）。

失礼いたしました。8番の対価を言い忘れしました。済みません。8番に戻っていただき、地積\_\_平米で、契約の内容としまして対価\_\_円、10アール当たり\_\_円でした。済みません。

9番の所有権の移転売買については、対価として\_\_円、10アール当たり\_\_円の案件です。失礼いたしました。

続きまして、売買案件の14ページをごらんください。番号10、譲渡人、村上市石住\_\_番地、\_\_、\_\_、譲受人、村上市府屋\_\_番地\_\_、\_\_、\_\_、土地の表示、石住字堀切\_\_番\_\_、土地の表示、\_\_、地積\_\_平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして\_\_円、10アール当たり\_\_円です。

番号11、譲渡人、村上市石住\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市府屋\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、石住字向西俣\_\_\_\_番、現況地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価として\_\_\_\_円、10アール当たりに直すと\_\_\_\_円です。

番号12、譲渡人、村上市石住\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市府屋\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、石住字向西俣\_\_\_\_番、ほかにもう二筆、現況地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、合計3筆で、合計地積が\_\_\_\_平米、契約の種別、所有権の移転（売買）、対価としまして3筆合計で\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円です。

続きまして、場所の説明をいたします。15ページをごらんください。番号5と6の交換案件の場所です。村上地区釜杭地内で、集落から300メートルほど離れた長津川上流部、図面右が番号5の申請地\_\_\_\_番です。少し集落寄りにあるのが、番号6の申請地\_\_\_\_番です。

次に、番号7の場所の説明をいたします。16ページをごらんください。山北地区大毎地内で、図面上部、北中集落寄りに二筆、\_\_\_\_番\_\_\_\_と\_\_\_\_番\_\_\_\_があります。また、大毎集落に隣接して二筆、\_\_\_\_番\_\_\_\_と\_\_\_\_番\_\_\_\_があります。

17ページをごらんください。図面中央部、大毎集落と広域農道の間に5筆あります。\_\_\_\_番\_\_\_\_、\_\_\_\_番\_\_\_\_、\_\_\_\_番\_\_\_\_、\_\_\_\_番\_\_\_\_、\_\_\_\_番\_\_\_\_があります。

次に、番号8の場所の説明をいたします。18ページをごらんください。荒川地区坂町地内で、図面中央部、県道坂町停車場線から少し入ったところに申請地\_\_\_\_番\_\_\_\_があります。

次に、番号9の場所の説明をいたします。19ページをごらんください。神林地区福田地内で、図面中央、集落と荒川の間にあるのが申請地\_\_\_\_番\_\_\_\_です。

次に、番号10、11、12の場所の説明をします。20ページをごらんください。朝日地区石住地内で、新屋沢内川から長津川への合流付近に番号10の申請地\_\_\_\_番\_\_\_\_と番号11の申請地\_\_\_\_番、番号12の申請地\_\_\_\_番、\_\_\_\_番、\_\_\_\_番\_\_\_\_があります。

以上で場所の説明を終わります。

説明した5件については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（石山 章君） ただいま説明をいたしました議案第2号につき質疑に入ります。

2番、阿部委員。

○2番（阿部正一君） 2番、阿部です。番号7番の譲渡人と受け人、贈与でございますけども、ご関係をお聞かせ願いたいんですが。一応説明の中で、贈与についてはある程度の関係は説明したほうがいいと思うんですけど。

○事務局副参事（佐藤俊一君） わかりました。ありがとうございます。

譲受人、\_\_\_\_さんは、譲渡人、\_\_\_\_さん、北黒川が\_\_\_\_さんの実家でございます。実家の

方々がもうなかなか耕作したり、管理するのが大変だということで、生前の贈与を嫁いだ娘にするという案件でございます。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいですか。

○2番（阿部正一君） はい。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第2号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに決定いたしました。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、21ページのほうをごらんください。議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

番号1番、申請人、村上市桃川\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、松喜和字砂山\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、転用の目的、道路敷、農地区分につきましては第2種農地、備考といたしまして、申請者は、申請地周辺で建売住宅を計画しており、今回位置指定道路を建設するため転用するものです。なお、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、位置指定道路を設置するものであります。転用の内容ですが、アスファルト舗装の道路、幅員4メートルで延長が22.66メートルを予定されております。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。22ページのほうをごらんください。地図にあります集落が神林地区の松喜和集落になります。今回の申請場所は、その松喜和集落の西側、地図中央付近、太く囲まれた場所で、4-1、砂山\_\_\_\_番\_\_\_\_ということで、細長い形に太く囲まれた場所が4条申請の場所になります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 転用に係る現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いします。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。これ会長、どうしましょう。24ページの3番とダブるような格好になるんですが、それぞれに報告をしたほうがよろしいでしょうか。

○議長（石山 章君） まだ説明していない部分です。これのみをお願いします。

○3番（増田嘉美君） わかりました。それでは、現地確認の報告をいたします。

12月14日午前9時、神林支所の男子休憩室において、小川次長、神林地区の農業委員、推進委員

6名が集まり、最初に内容説明を受けた後、松喜和の現地のほうへ行って現地確認を行いました。現地では、申請者である\_\_\_\_さんがおり、先ほどの備考の欄で申し上げた今後そこを分譲していきたいという計画の中で、3筆ある畑の奥の方へ行くには道路がつかないと出入りができないということで、今回この道路敷ということで転用の願いを出したということで、現場を確認しましたが、現在畑で畝割りされてあった状態ですけれども、そういうことで出入りができない宅地は売れないということになりますので、農業委員、推進委員の皆さん方、両側とも宅地に囲まれている畑でございまして、許可相当であろうということで帰ってまいりました。

以上です。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、議案第3号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（なしの声あり）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号については許可相当に決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当に決定いたしました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（小川良和君） それでは、資料23ページのほうをごらんください。議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

番号1番、譲渡人、村上市下鍛冶屋\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市下鍛冶屋\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、下鍛冶屋字大口\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、台帳、現況とも\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、転用の目的、道路敷、契約等につきましては売買による所有権の移転です。対価は\_\_\_\_円で、10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_円となります。農地区分につきましては第3種農地、備考といたしまして、申請者は、申請地周辺で建売住宅を計画しており、今回位置指定道路を建設するため転用するものです。なお、申請地は、上下水道の埋設された道路に接しており、500メートル以内に教育施設、小学校になりますが、及び公共施設、こちらはあらかわ保育園になりますが、あるということです。転用の計画ですが、アスファルト舗装の道路、幅員5メートル、延長26.65メートルの道路を設置する予定でございます。

続きまして、番号2番、譲渡人、村上市下鍛冶屋\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市下鍛冶屋\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、持ち分2分の1、\_\_\_\_、同じく持ち分2分の1、\_\_\_\_、土地の表示、下鍛冶屋字大口\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、台帳\_\_\_\_、現況畑、地積\_\_\_\_平米ほか2筆、合計3筆で\_\_\_\_平方メートル、転用の目的は住宅建築用地、契約等につきましては売買による所有権の



移転で、対価は\_\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_\_円となります。農地区分につきましては第2種農地、備考といたしましては、申請者は、現在市内の共同住宅で生活しているが、このたび住宅の建築を計画し、現在の住まいにも近く、実家にも近い申請地を最適地と考え、転用するものです。なお、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものであります。転用の内容ですが、建築面積\_\_\_\_平方メートルの鉄骨2階建て住宅1棟を建設される予定でございます。

続きまして、24ページのほうをごらんください。番号3番、譲渡人、村上市桃川\_\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市福田\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、松喜和字砂山\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、台帳、現況とも\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、転用の目的は住宅建築用地、契約等につきましては売買による所有権の移転で、対価は\_\_\_\_\_円、10アールあたりに換算いたしますと\_\_\_\_\_円となります。農地区分につきましては第2種農地、備考といたしまして、申請者は、実家で生活しているが、子どもが生まれたことから新たに住宅の建築を計画し、利便性を考え、申請地に住宅を建築するため転用するものです。なお、申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものでございます。転用の内容ですが、建築面積\_\_\_\_平方メートルの木造2階建て住宅1棟を建設される予定でございます。

続きまして、場所の説明をさせていただきます。25ページごらんください。25ページには、番号1番と2番の申請場所が記載されております。地図に描かれているのが荒川地区の下鍛冶屋、藤沢集落でございます。1番の申請場所は、国道7号線と地図右側のほうにあります保内小学校の間、地図中央付近、ちょうど真ん中あたりに太く囲まれた場所、5-1と表記されている場所が1番の申請場所でございます。

番号2番の申請場所は、1番の申請場所から南のほうに下がって、地図横に描かれている大沢川の沿川で、川の北側にあります5-2と書かれている3筆が番号2番の申請場所になります。

番号3番の申請場所については、ページ戻っていただきまして、22ページのほうごらんください。番号3番の申請場所につきましては、先ほど4条の案件のところで説明させていただきました申請場所の隣で、ちょうど太く囲まれてあるところ、5-3ということで示させていただいている場所が番号3番の申請場所となります。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、議案番号1番、2番について報告をお願いします。

推進委員4番、佐久間委員。

○推進委員4番（佐久間英夫君） 推進委員の佐久間です。それでは、報告します。

荒川地区では、12月17日月曜日に農地法第5条申請のあった2件の案件について、現地確認を行いました。当日、荒川支所産業建設課において、農業委員3名、最適化推進委員2名、事務局から

小川次長、荒川支所相場主任が出席し、まず初めに事務局より申請内容について説明を受けました。その後、番号1番の下鍛冶屋地内の現地に移動し、\_\_\_\_\_さん立ち会いのもと、申請内容等について確認を行いました。申請地は、下鍛冶屋地内の国道7号線から小路へ入ったところの保内学童保育所の隣地で、周囲を住宅地に囲まれた農地です。今回の転用は、申請者の中央建設が申請地周辺で計画している建売住宅を行う上で必要な位置指定道路を設置するもので、道路の構造や基準等については事前に県と協議済みとのことでした。また、周囲には譲渡人である\_\_\_\_さんが所有する農地しかなく、被害防除等の方法については\_\_\_\_さんも同意しているとのことでした。このことから、荒川地区としては許可相当との意見となりました。

次に、第2番の下鍛冶屋地内の現地に移動し、\_\_\_\_\_立ち会いのもと、申請内容等について確認を行いました。申請地は、スーパー原信荒川店の裏手の周辺を住宅地に囲まれた農地です。今回の転用は住宅を建設するもので、隣地との境界には擁壁及びブロックを設置し、汚水、生活雑排水等は公共下水道で処理する計画であること、また周囲には譲渡人の農地1筆のみで、ほかに被害を及ぼすおそれのある農地もないことから、荒川地区としては許可相当との意見となりました。

ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

続いて、議案番号3番について報告をお願いします。

3番、増田委員。

○3番（増田嘉美君） 3番、増田です。先ほどの4条申請と同じく、申請人も同一人であることから重複することになりますので、先ほど説明した道路敷の脇の1筆になりますが、そこへまず宅地として住宅を建てるという案件です。北側の道路には下水道が入ってしまっていて、生活排水はそちらへ処理をするということで、落差がある場所なのですが、それを擁壁を立てて地ならしをするということでございますし、農業委員会のはまる部分ではないかもしれませんが、隣地にご迷惑がかからないように擁壁を立てて地ならしをするということなので、物が建ってからそんなつもりではなかったみたいないことがないようにということで小林さんにその件を申し上げ、委員みんなで許可相当ということで行ってまいりました。

以上でございます。

○議長（石山 章君） ありがとうございます。

それでは、議案第4号につき質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第4号、許可相当に決定してよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

は、許可相当に決定いたしました。

議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、26ページをごらんください。議案第5号 農用地利用集積計画（案）の決定について説明いたします。

今月は、使用貸借の設定が2件、賃貸借の設定が86件、所有権移転の交換が2件、売買が5件、合計95件の案件となります。所有権移転以外の案件につきましては、それぞれ1件のみ説明させていただきます。

最初に、使用貸借の設定です。番号1番、貸し人、村上市七湊\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、借り人、村上市七湊\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、七湊字大沢\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、田、地積\_\_\_\_平米、利用権等の種別が使用貸借による権利の設定、期間が10年間、再設定となりまして、改良区費は貸し人負担です。番号2番までが使用貸借の案件となります。

次に、賃借権の設定です。番号3番、貸し人、村上市浜新田\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、借り人、村上市岩船三日市\_\_\_\_番\_\_\_\_号、\_\_\_\_、土地の表示、村上字佐野\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米ほか1筆、計2筆、\_\_\_\_平米、利用権等の種別が賃借権の設定、期間が10年間、借賃が10アール当たりコシヒカリ玄米\_\_\_\_キロ、新規の設定となります。ページのほう進みまして、47ページ、番号88番までが賃貸借の案件となります。

次に、所有権移転について説明いたします。48ページをごらんください。番号89番、譲渡人、村上市下山田\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市日下\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、日下字大惣見\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、交換による所有権の移転となります。

番号90番、譲渡人、村上市日下\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市下山田\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、下山田字久保田\_\_\_\_番、地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、交換による所有権の移転となります。

番号91番、譲渡人、村上市大関\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市大関\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、大関字川原田\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米ほか3筆、計4筆、\_\_\_\_平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_円、10アールあたりは\_\_\_\_円となります。

番号92番、譲渡人、村上市下鍛冶屋\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市下鍛冶屋\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、下鍛冶屋字宮田\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_円、10アールあたりは約\_\_\_\_円となります。

番号93番、譲渡人、村上市坂町\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市坂町\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、土地の表示、坂町字野口\_\_\_\_番、地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_円、10アールあたりは約\_\_\_\_円となります。

番号94番、譲渡人、村上市岩沢\_\_\_\_番地、\_\_\_\_、譲受人、村上市岩沢\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、岩沢字前川原\_\_\_\_番、地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_平米、売買による所有権の移転

となります。対価が\_\_\_\_\_円、10アールあたりは\_\_\_\_\_円となります。

番号95番、譲渡人、村上市岩沢\_\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、村上市岩沢\_\_\_\_\_番地\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、岩沢字大坪\_\_\_\_番\_\_\_\_、地目、\_\_\_\_、地積\_\_\_\_\_平米、売買による所有権の移転となります。対価が\_\_\_\_\_円、10アールあたりは\_\_\_\_\_円となります。

続きまして、所有権移転の場所の説明をいたします。51ページをごらんください。番号89番、図面上左側上部に村上球場があります。中央より右側には村上火葬場があり、小谷川沿いに太く囲ってありますのが申請地です。

次に、52ページ、番号90番、図面上上部に下山田集落があります。県道上山田山辺里線と山田川の間太く囲ってありますのが申請地です。

53ページ、番号91番、図面上中央に大関集落があります。県道大栗田村上線を挟みまして、太く囲ってあります4筆が申請地となります。

54ページ、番号92番、図面上左側縦に国道7号線が走っています。その左側に下鍛冶屋集落があります。集落の南側に太く囲ってありますのが今回の申請地です。

55ページ、番号93番、図面上右側に坂町集落があります。JR羽越本線を挟みまして、西側に太く囲ってありますのが申請地です。

56ページ、番号94番、図面上左側に岩沢集落があり、県道高根村上線が走っています。その東側に太く囲ってありますのが申請地です。

57ページ、番号95番、図面上右側下部に岩沢集落があります。中央付近を縦に日本海沿岸東北自動車道が走っています。そのすぐそばに太く囲ってありますのが今回の申請地となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） 最初に、議案番号42番、43番につき審議をいたしますので、議席番号19番、船山委員、議事に参与できないので、退席をお願いします。

（19番 船山 寛君退席）

○議長（石山 章君） それでは、番号42番、43番につき質疑に入ります。ご意見、ご質問ある方。（なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、番号42番、43番、承認することに決定いたしました。（19番 船山 寛君着席）

○議長（石山 章君） 船山委員、番号42番、43番について承認することに決定いたしました。

○議長（石山 章君） 次に、番号48番、49番につき審議いたしますので、推進委員19番、中山委員、

議事に参与できないので、退席をお願いします。

(推進委員19番 中山 栄君退席)

○議長(石山 章君) それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号48番、49番、承認することに決定いたしました。

(推進委員19番 中山 栄君着席)

○議長(石山 章君) 中山委員、番号48番、49番、承認することに決定いたしました。

次に、番号73番、74番につき審議いたしますので、4番の加藤委員、11番の斎藤委員、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。

(4番 加藤孝平君、11番 斎藤 博君退席)

○議長(石山 章君) それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号73番、74番、承認することに決定いたしました。

(4番 加藤孝平君、11番 斎藤 博君着席)

○議長(石山 章君) 加藤委員、承認することに決定いたしましたので、報告します。斎藤委員にも報告します。

続いて、番号88番、これも議席番号11番、斎藤委員、議事に参与できませんので、退席をお願いします。

(11番 斎藤 博君退席)

○議長(石山 章君) 質疑に入ります。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、番号88番、承認することに決定いたしました。

(11番 斎藤 博君着席)

○議長(石山 章君) 斎藤委員、番号88番、承認することに決定いたしました。

ただいま承認をいただいた案件を除きまして質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) しばらくしないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでし

ようか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第5号 農用地利用集積計画(案)の決定については、承認することに決定いたしました。

議案として、そのほかにつき皆様方から。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、議案につき……

(何事か声あり)

○議長(石山 章君) 大変どうも失礼いたしました。議案番号19番につき農業委員である齋藤文夫委員の案件でありますので、齋藤委員、退席をお願いいたします。

(13番 齋藤文夫君退席)

○議長(石山 章君) 質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

○議長(石山 章君) 承認することに決定いたしました。

(13番 齋藤文夫君着席)

○議長(石山 章君) 齋藤委員、承認することに決定いたしました。ご報告します。大変失礼いたしました。

それでは、ほかに議案としてないようでありますので、3時15分まで休憩といたします。

休憩 午後3時05分～午後3時15分

・協議、連絡事項ほか

時に午後4時55分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

平成30年12月26日

村上市農業委員会

会 長

㊟

同議事録署名委員

委 員

㊟

委 員

㊟